

令和4年7月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和4年7月27日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ㊗欠席 ㊟遅刻 ㊠早退)			
○ 1 番 野中 孝	㊗ 2 番 瀬川 靖典	○ 3 番 佐次川 茂	
○ 4 番 益本 徳市	○ 5 番 松永 敬資	○ 6 番 松本 堅一	
○ 7 番 武部 文男	○ 8 番 太田 重敏	○ 9 番 梶山 達男	
㊗ 10番 崎村 康子	○ 11番 大石 恵子	㊗ 12番 久保 繁徳	
○ 13番 松永 勝也	○ 14番 高田 良彦	○ 15番 田中 康	
○ 16番 松本 由美子	○ 17番 柿山 享	○ 18番 吉原 順穂	
○ 19番 伊藤 薫			
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美	○ 大久保 耕次	○ 山口 康明	○ 濱崎 稔
○ 末永 勇	○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治	○ 坂本 康弘
○ 前田 清人	○ 志水 悦男	○ 紙本 政信	○ 北川 廣海
○ 松本 覚二			○ 増山 新太郎
			○ 渡口 学
			○ 瀬川 伸清
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	主 任 川村 和夫	
7. 議 長	伊 藤 薫		
8. 議事録署名委員の指名			
15 番 田 中 康		16 番 松 本 由 美 子	

事務局長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和4年7月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席でございますが、農業委員2番瀬川靖典委員、10番崎村康子委員、12番久保繁徳委員、推進委員3番岩木保徳委員、10番瀬川和男委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

先月ご協議いただきました農地パトロールを、お盆明けの8月17日の星鹿地区を皮切りに実施いたします。日程表をお配りしておりますので、ご確認の程お願いいたします。また、受持地区の地図をお配りしております。事前に遊休農地等を確認いただいたうえで、当日、地域内をご案内していただきたいと思います。

それから、本総会に先立ち開催いたしました運営委員会について、本年度の視察研修についてご協議いただきました。その結果については、後ほど梶山委員長の方からご報告をお願いいたします。

また、皆様のところに、ノート、蛍光ペン、ボールペンのセットをお配りしております。これにつきましては、全国農業会議所や長崎県農業会議から松浦市農業委員会が受けました団体表彰において、商品券をいただいておりますが、これを原資に、皆様方に等しく配分するために購入しお配りしたものでございます。最適化活動などの日頃の業務にご活用していただければと思います。それでは、伊藤会長にご挨拶をしていただきまして、総会に入りたいと思います。

会 長

皆様お疲れ様です。本日は、7月の定例農業委員会、夏の真っ只中、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

まず初めに、久しぶりにコロナ関係についてお話ししたいと思います。現在流行しているのは、ご承知のとおりオミクロン株の変異型でBA5というコロナでございます。この特徴は、まずは高熱39から40度の熱が出るということございまして、あと喉の痛みとか倦怠感、筋肉痛、味覚障害等も出ているということが言われています。このBA5は非常に感染力が強く、少し前まではソーシャルディスタンスといって手を伸ばして届かない程度の距離、1.5mくらいと言われておりましたけれども、そのくらいの距離を置くと感染しないと言われておりましたけれども、それもBA5には通用しなくなりました。また、ワクチン3回接種者についても感染が出たということも聞いております。松浦市では、高齢者の4回目のワクチン接種が始まっていますが、これから夏休みに入り、子供達の行動にも十分注意が必要で、これまで以上の予防、対策が重要になりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。また、感染力が広がって最高を毎日上回っているということですが、一方で感染症法の分類が現在は2ということですが、これを5類へ引き下げるといふ風な協議もされております。分類2から5へ引き下げるとはどういうことかと言いますと、まず2類は感染した場合、かかる医療機関が指定された医療機関でしか治療ができませんけれども、これをインフルエンザ並みの5類に引き下げた場合、一般の医療機関でも受診できるということになります。それから、2類の特徴的なものとして、全数把握ですね、毎日ニュースで本日の感染者数は東京都で

何人、長崎県で何人というふうな報道をされておりますけども、この全数把握は基本でありまして、5類になりますと毎日の全数把握、集計がいらなくなるということでございます。保健所がまとめて集計している訳ですが、保健所職員の業務を軽減するという意味でも5類にした方がいいんじゃないかという協議がされております。それから3点目が費用関係の問題です。今は全額国庫負担ですが、5類になった場合は風邪と同じですから、本人の3割負担が出てくるということになります。そういった違いがありますが、ぜひこのことは現在議論中でありまして、今後どうなっていくか見守る必要があると思います。比較的感染者が少ない松浦市でも7月25日現在、累計で902名。昨日26日に23名が出ておりますので、合計すると松浦市全体で925名の感染者が出ているということを聞いております。20人ずつ上がっても数日で1,000人を突破するという状況でございます。繰り返しになりますが、一人ひとりがこれまで以上に予防対策を万全にして、コロナウイルスに打ち勝ち、一日も早く平穏な世の中に戻ることを願うばかりでございます。長崎県全体でいうと、8万8千人という数字が出ております。コロナ関係は以上ですが、7月のもう一方の大きなニュースとして、7月8日に安倍元総理が選挙の応援演説中に銃弾によって倒れるという信じられない出来事が発生しております。安倍元総理の評価につきましては、賛否両論あり、良い面悪い面ありますけども、とにかく通算8年8カ月という長い期間、日本のトップリーダーとして日本の発展のために尽くされた功績は大であり、敬意を表するものでございますけども、改めて哀悼の意を表し、心からお悔やみを申し上げ、ご冥福をお祈りしたいと思います。最後の3点目に、先ほど局長からもお話がありましたが、この後事務局からも説明がありますけども、来月8月17日から星鹿町を皮切りに農地パトロールが始まります。全市8地区を暑い中、委員の皆様にはご苦勞をおかけいたしますが、ぜひご協力の程をお願いして会長の挨拶に変えたいと思います。ありがとうございました。

議 長 3番議事録署名人の指名です。15番田中委員、16番松本委員にお願いいたします。

続きまして、4番各種報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 各種報告の説明をさせていただきます。農地移動適正化あっせん事業報告が1件ございます。先月6月の総会におきまして、あっせん状況を報告していた分でございます。内容でございます。申し出日は令和4年3月25日で、申出人は調川町松山田免[]番地、[]氏の破産管財人弁護士、[]氏です。種類は売買で、対象地は調川町松山田免字若永山[]、同じく[]番の2筆で地目は田、合計面積は625㎡です。こちらにつきましては、お二人のあっせん委員さんにも大変ご努力いただいておりますが、買い手の候補者が中々見つからない状況が続いておりましたため、あっせん台帳への登載も厳しい状況ということでした。そのことにつきまして、事務局から[]破産管財人弁護士に状況報告をしましたところ、7月12日付け文書にてあっせんの取り下げがなされました。同月14日に受付しております。

状況としましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。このあっせん事業につきましては、先月の総会の中で非常にあっせん委員さんの方からも場所的に難しいということで報告があっせていまして皆さんにもこの件につきましては、打ち切りにするのか取り下げにするのか事務局に任せるということで協議をしておりましたけども、今回、当人から取り下げがあったということでご理解をいただきたいと思います。ようございますか。次、報告どうぞ。

事務局

続きまして、2アール未満農業用施設整備届の受理報告について2件ございましたので、説明いたします。

1件目です。届出人は御厨町池田免番地、氏。農地の表示は御厨町池田免字西原、地目は畑、面積は157㎡で、そのうち届出面積は25.9㎡です。届出事由は農業用倉庫の建設です。届出日は令和4年6月21日、同日受理しまして、翌22日に現地調査を行っております。受理通知日は6月22日です。こちらは、すでに昭和57年に建築されたものですが、農地転用届が不要であることから、2アール未満の届出を失念されていたということで、事後報告となったものでございます。

2件目です。届出人は志佐町稗古場免、氏。農地の表示は志佐町稗古場免字大山道、地目は田、面積は152㎡で、そのうち届出面積は86.49㎡です。届出事由は農業用倉庫の建設でございます。届出日は令和4年6月29日、同日受理し、現地調査も同日行っております。受理通知日は7月1日です。こちらは、すでに平成6年に建築されたものですが、農地転用届が不要であることから、2アール未満の届出を失念されていたということでございます。

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申 請 事 由		件数	面 積		
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	2	1,169 ㎡	1,116 ㎡	2,285 ㎡
	兄弟間の贈与	1	1,127 ㎡		1,127 ㎡
	生前一括贈与	1	13,834 ㎡	10,960 ㎡	24,794 ㎡
計		4	16,130 ㎡	12,076 ㎡	28,206 ㎡

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面 積		
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		12	12,515 ㎡	10,677 ㎡	23,192 ㎡
	賃借権	11	12,515 ㎡	7,113 ㎡	19,628 ㎡
	使用貸借	1		3,564 ㎡	3,564 ㎡
計		4	12,515 ㎡	10,677 ㎡	23,192 ㎡

意見書関係

申請事由	件数	面積				
		田	畑	山林	原野	計
農業振興地域整備計画の変更について	1		3,080 m ²			3,080 m ²

承認関係

内 容	筆数	面積		
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	1	1,745 m ²		1,745 m ²

報告は以上でございます。

議長 事務局から報告事項の説明がございました。皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員 なし。

議長 はい。では報告事項につきましては、事務局の説明どおりで問題ないということで、次に進みます。

議案第50号に入ります。農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第50号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は、長崎市松山町■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏。譲受人は志佐町稗木場免■■■■番地、■■■■■■■■■■氏です。申請地は、志佐町稗木場免字稗木場■■■■■■■■■■、田1127m²の一筆でございます。申請事由は、譲渡人と譲受人はご兄弟であり、実際には農地の管理を■■■■氏が行っているということで、贈与により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が27,158m²、農業従事者は1名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

続きまして事件番号2です。譲渡人は、今福町北免■■■■番地、■■■■■■■■■■氏。譲受人は同住所地、■■■■■■■■■■氏です。申請地は、今福町浦免■■■■■■■■■■、田566m²ほか23筆で、合計面積が24,794m²です。申請事由は、親から子への生前一括贈与によって所有権の移転を行うものです。現在、■■■■氏の経営移譲年金受給のため農地法3条によります親子間貸借となっておりますが、この度、贈与することになったそうです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が27,938m²、農業従事者は1名、農業従事日数は年

間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

最後に事件番号3です。譲渡人は、平戸市田平町大久保免[]氏。譲受人は御厨町米ノ山免[]番地、[]氏です。申請地は、御厨町米ノ山免字田口[]、畑1,116㎡です。申請事由は、今後の土地の管理を[]氏が行うということで双方で合意がなされまして、今回経営規模拡大のため売買により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が9,704.09㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上3件につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1から地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番につきまして[]委員さんご本人ですので鈴立委員さんをお願いいたします。

推進委員 推進委員8番鈴立です。事務局から説明がありましたとおり、ご兄弟間での贈与です。[]氏は、ずっと後継者としてこちらに残られてこの地番の土地も管理されておられましたので、何ら問題ないかと思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。続きまして、事件番号2番について武部委員さんをお願いいたします。

農業委員 はい、よろしいでしょうか。譲渡人はですね、私の従兄弟でして、譲受人の子供である[]は、一昨年農協を退職しまして、今嘱託でまた農協におります。その間ぼちぼちずっとやっております。百姓をですね。だから何の問題もないと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、事件番号3番に入ります。地元山下委員さんをお願いいたします。

推進委員 推進委員1番の山下です。先日20日にこちらの立会いをさせていただきました。一枚の畑に住宅と残り半分を農地として使うということでございます。この[]さんは、現在農協にお勤めでして、次男さんが西木場に住んでらっしゃいますけど、年内には家を建てて正月を迎えたいという希望でございます。この前の説明も他の委員さんもいらっしゃったのですが、道路のすぐ横手にございまして、排水は道路の排水溝で、生活排水は一旦浄化槽に貯めて綺麗にして流すという説明でございます。後日、私が[]さんと立会いまして、説明受けまして、何ら問題ないなと気がいたしました。どうぞご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それぞれ地元委員さんから報告がありましたけど、何も問題はないのではないかとということですが、皆さんの方から何かご意見ご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 はい。3条ということで何も問題なければ議案第50号案件につきまして、許可相当といたします。ありがとうございました。

 続きまして、議案第51号に入ります。委員さん関係分です。同じく農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてをお願いします。

～ 松本委員退席 ～

事務局 議案第51号農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

 事件番号1です。譲渡人は、福岡県糸島市二丈深江[]番地、[]氏。譲受人は御厨町相坂免[]番地、[]氏です。申請地は、御厨町山根免字道木田[]、田1169㎡です。申請事由は、[]氏が福岡県在住で、今後の農地の管理を[]氏が行うということでの合意がなされ、経営規模拡大のために売買により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が119,372.87㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

 以上、ご審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員の山下委員さんのご意見をお伺いいたします。

推進委員 地元委員の山下です。先日、大岳山の麓に行きまして、現地を確認いたしました。これまでは[]さんがやってらしたみたいなんですけど、もうどうも出来ないということから[]さんの方に乗り継ぎするということを知りました。周りがほとんど水田で去年作ってなかったせいか、少し草も生えていたんですけど、後はトラクターを入れれば立派な農地になるとも見えてきました。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局説明、地元委員さん、それぞれ問題ないということでございますが、皆さんの方から何かご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 ございませんね。ご意見もないようですので、議案第51号につきまして
は、許可相当といたします。どうぞ（松本委員）お入りください。

～ 松本堅一委員着席 ～

議 長 では、議案第52号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第52号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
事件番号1です。関係資料を18から22ページに掲載しておりますので、
適宜ご覧いただければと思います。譲受人は御厨町西木場免[REDACTED]、
[REDACTED]氏で、譲渡人は平戸市田平町太久保免[REDACTED]、[REDACTED]
氏です。土地の所在地は、御厨町米ノ山免字田口[REDACTED]、畑614
㎡です。農地区分は、農用地区域外の農地で、小規模で土地改良事業等が行
われていない農地であることから第2種農地です。転用の目的は、一般個人
住宅を建築するものです。土地利用計画につきましては21ページの平面図
をご覧いただければと思います。排水は、雨水は溜枡で集水して市道側溝へ
放流。污水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に市道側溝へ放流する計画
です。申請地に隣接する南側の[REDACTED]は畑ですが、先ほどの議案第50
号の事件番号3にあったとおり、今後は申請者の父である[REDACTED]氏が耕作する
予定の農地であり、現地調査の結果、近隣の営農に影響はないものと思われま
す。最後に、融資証明書が添付されておりますので、本事業は確実に行われる
と思われます。

事件番号2です。関係資料を18と23～25ページに掲載しております。
譲受人は今福町北免[REDACTED]、[REDACTED]氏。譲渡人は今福町北免[REDACTED]
番地、[REDACTED]氏です。土地の所在地は、今福町北免字中通[REDACTED]
畑239㎡で、[REDACTED]氏のご自宅のすぐ横の土地です。農地区分は、都市
計画法における用途地域の第1種住居地域にある農地であることから第3種農
地でございます。転用の目的は、自動車整備場として利用するものです。申請
者は伊万里市東山代町で[REDACTED]という自動車整備工場を経営されており、松浦市
内にも顧客がおられるため、市内で簡単な整備作業を行いたいと考えておられ
ます。土地利用計画については25ページの平面図をご覧ください。現状のま
ま利用され、作業スペースに砕石を敷き、端には工具等を保管する倉庫を2棟
設置します。排水は雨水のみで自然流下です。周辺には隣接する農地はありま
せんし、砕石や倉庫は既存のものを利用されるため資金はかからないというこ
とでございますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。

以上、2件のご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。
まず、事件番号1番、山下委員お願いします。

推進委員 何回もすみません。先ほどこの件につきましては、説明したように、■さんの次男さん、■■■さん、この方はハウス関係の仕事をしてらっしゃいまして、堅い仕事でございますけども、信頼できると思っております。年内には住宅関係ということで進めていらっしゃるようですので、今後皆様よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、現地確認に行かれた委員さんのご意見をお願いいたします。

農業委員 農業委員6番の松本でございます。これは20日に事務局と武部さんと私と行ってまいりました。事務局の説明のとおり何の異常もないように感じました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号2番、地元委員さん武部委員さんのご意見をお伺いいたします。

農業委員 説明いたします。今事務局の説明があったとおりでございますが、議案第52号事件番号2の今福町北免、農地法第5条の転用申請ですね、これについては、農地区分は第3種農地となっており、一昨年の令和2年6月の農地法第5条の転用申請処理地、譲受人、■■■■■、母屋の建築の隣地の東に伊万里市の自動車整備工場の補充整備工場として10mかける5mの50㎡に砕石を敷き詰め、作業するスペースの計画になっています。また物置として、2mかける2m、約4mの工具保管庫が据え付けられる計画です。棟は北側市道と長く接しており、使用は容易にでき、建築基準法上も問題ない。敷地内の雑排水も市道側溝に排水されます。また、便所等は母屋を利用するため問題はありません。従いまして、以上の状況であり、本件の農地法第5条の転用申請は問題ないと思います。よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。申し遅れましたけども、地元委員と現地確認委員が併せての報告ということでよろございますかね。

農業委員 はい。（武部委員）

議 長 それでは、事件番号1番2番共に事務局、地元委員、現地確認委員さん、問題ないというご意見でございますけども、皆さんの方から何かご意見ご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 はい。ないということでございますので、議案第52号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。ありがとうございます。

次に、議案第５３号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案は８ページをご覧ください。議案第５３号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和４年７月２８日としております。９ページに、賃貸借権の再設定分５件、賃貸借権新規分を４件分、それから使用貸借権再設定分１件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。賃貸借権の再設定分が５件、賃貸借権新規分が４件分、使用貸借権再設定分が１件、合計１０件でございます。それぞれ担当委員さんのご確認をお願いいたします。
ようございますかね。問題なければ、農用地利用集積計画のとおり決定したいと思います。ありがとうございました。

議 長 次に議案第５４号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
委員さん関係分２件でございます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第５４号番号１につきましては、松本堅一委員関係分ですのでご退席をお願いしております。

～ 松本堅一委員退席 ～

事務局 議案第５４号農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき下記のとおり農用地利用集積計画を決定するといふものでございます。公告予定日は令和４年７月２８日です。１３ページをご覧ください。賃貸借権新規分の各筆明細でございます。番号１番について、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。何かご意見ご質問等ございませんかね。

委 員 なし。

議 長 はい。ないということですので、番号１については、集積計画どおり決定していきたいと思います。

～ 松本堅一委員着席 ～

議 長 次に、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第54号の番号2につきましては、太田重敏委員関係分でございますので、ご退席をお願いいたします。

～ 太田重敏委員退席 ～

事務局 議案第54号農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき下記のとおり農用地利用集積計画を決定するとういものでございます。公告予定日は令和4年7月28日です。13ページ、番号2番につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これにつきましても、皆さんから何かご質問等ございませんかね。

委 員 なし。

議 長 はい。ないということです。2番につきましても計画どおり決定していきたいと思います。ありがとうございました。

～ 太田重敏委員着席 ～

議 長 次に議案は16ページになります。議案第55号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第55号農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。この議案につきましては、大石委員に関係するものでございますので、ご退席をお願いしております。

～ 大石委員退席 ～

事務局 こちらは、市の農林課から意見を求められたものでございます。事件番号1です。変更の区分は用途区分の変更でございます。計画変更の土地の所在につきましては、松浦市鷹島町原免字宇戸■■■■■、地目畑、面積2, 232㎡うち45㎡。同地■■■■■、地目畑、面積384㎡。同地■■■■■、地目畑、面積238㎡。同地■■■■■、地目畑226㎡、面積226㎡。合計面積は893㎡でございます。土地の所有者は松浦市鷹島町原免■■■■番地、■■■■氏でございます。転用者は本人でございます。変更内容でございますが、変更目的は、農業用施設用地への区分変更でございます。変更の理由は、堆肥舎を建設するためでございます。議案書の26ページに位置図を付けておりますが、こちらの位置図に誤りがございまして、お手元に正式な差し替え分をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。該当地でございますが、■■■■■が45㎡、と言いますが、位置図の黄色になっている部分の塗り替えている部分、右上の赤色の部分と黄色に塗り替

わった部分の堺の分から右下に斜線を入れていただくと、赤い部分が二つできるかと思います。この右上の部分が今回区分変更の面積になっておりまして、黄色の塗り替えた部分が[]でございますが、その下の部分が[]の2, 232㎡。このうちの45㎡が今回の区分変更の申請の面積であるということになっております。場所でございますが、市役所鷹島支所から南に車で5分程行った所の位置でございます。位置図には中央に畑田自動車と黒丸をしてありますが、実際にはこの道の反対側、左側の方が畑田自動車の工場になっております。申し訳ございません。ここの周辺の状況でございますが、北側に牛舎がございます。北東にも牛舎がございます。これは申請者本人の牛舎でございます。黄色の塗り替えた部分と赤の部分は畑でございます。南側はすでに荒地になっております。耕作される農地が、周辺にはその隣り合わせる畑になっております。申請者は、肉用牛170頭の繁殖の営農を行っておられます。この手続きが進めば、堆肥舎の建築に向けて手続きを今年度中に行いたいというご希望がございます。環境上も全然問題ないかと思われま。現地も確認しましたが、昨年度まで飼料畑にされておりましたが、耕起だけ行われて現在は休耕地ということになっております。ご審議いただきますようお願いいたします。

事務局 今説明が終わりましたが、ご審議いただく前に、議案書の一部訂正がございましたが、説明不足でして、大変申し訳ございませんでした。16ページ議案第55号の事件番号1の四角枠の中の4の変更内容の変更の理由が牛舎を建設するためとありますが、堆肥舎が正でございます。大変申し訳ございません。議案書のご訂正をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたが、牛舎を堆肥舎に変更いただきたいと思えます。それでは、地元委員の北川委員さんのご意見を伺いたいと思えます。

推進委員 16番推進委員の北川です。事務局から詳しく説明がありましたように、ここは3戸の繁殖牛農家がございます。今言われました上の方がですね、これが[]さんの牛舎。右の方が、ご本人の[]さんの牛舎。それから右下の方にあります牛舎。ほとんどここは繁殖農家ですね。今回の件につきましては、右側の赤く塗ったところと左側の黄色のところ、大きく分けて2枚の畑になっておりますが、先ほど事務局が言いましたとおり、右側に堆肥舎を出来るということで聞いております。なお、ここは色々な問題については何も無いかと思っております。よろしくご審議方をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。皆様の方からご意見ご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 それでは、議案第55号につきましては、用途区分の変更は問題ないということで意見書の提出をしたいと思っております。ありがとうございました。

～ 大石委員着席 ～

議 長 次、議案第56号に移ります。荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第56号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について説明いたします。

前方にスライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。まず番号1でございます。申出人は神奈川県横浜市青葉区奈良町[REDACTED]氏です。土地の所在地は志佐町赤木免字妙後原[REDACTED]番、田1745㎡です。現地確認は事務局と瀬川和男委員で実施をしております。申出人によれば22年前に相続して以降、現在まで耕作していないとのことでございました。申請地の西側には川がございまして渡れなかったため、対岸から確認いたしました。このように竹を中心として生い茂っている状況です。スライドのとおり主に竹が繁茂し山林の様相を呈している状況でした。この様なことから、農地への復旧は困難であり、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがなく現況を山林として非農地とすることが妥当であるとする次第です。なお、本日は瀬川委員が欠席されておりますが、瀬川委員も現地確認の際に、山林として非農地とすることが妥当であるとおっしゃられていましたので、その旨を申し添えいたします。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これにつきまして、皆さんの方から何かご意見ご質問等ございませんか。

委 員 なし。

議 長 本件につきましては、20年以上耕作していない、本人も神奈川県在住で耕作していないし、今後農地として活用する計画もございませんので、非農地として妥当じゃないかと判断しておりますが、ようございますか。

ありがとうございました。それでは議案第56号につきましては、非農地通知を交付するものといたします。

以上で、本日の付議事項につきましては全て終了いたしました。休憩なしで6番の協議事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。協議事項です。

- ・「令和4年度農地パトロールについて」
- ・「農業委員等の公務災害補償制度について」
- ・「全国農業新聞の推進について」
- ・「令和4年度の研修旅行（中止）について」

議 長 以上で予定をしておりました事務局からの協議事項について終了します。
これをもちまして、7月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委員会総会は、8月26日（13時30分～ 場所 市民ホール）といたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 42 分